計画等の案の概要

名称	条例等による富士登山規制の骨子案
公表するもの	条例等による富士登山規制の骨子案
県民意見の募集	有の場合は 令和6年12月13日(金)~12月24日(火)
担当課等名	スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課
	7-2 文化芸術の振興 (2) 世界文化遺産の後世への継承
審議会等の名称	-

1 趣旨

富士登山に関し必要な事項を定めることにより、世界遺産富士山の価値を守るとともに、国内外から訪れる登山者が神聖さ及び美しさを実感できるような、安全で快適な富士登山の実現を図り、もって富士山を保護し、保存し、整備し、及び将来の世代へ伝えるため、登山者に一定の条件を付す条例を定めます。

このたび、条例及び規則による規制の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見 を募集します。

2 骨子

(1) 主な内容

入山の条件、規制内容、入山料について

(2) 運用開始時期

令和7年5月9日(予定)